

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 27 年 7 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ホームプラザナフコ米原間田店 米原市間田字次助 634 番 ほか
- 2 意見の概要 米原市からの意見
 - (1) 米原市公害防止条例第 5 条を順守すること。
 - (2) 都市計画法第 42 条の許可条件を順守すること。また、米原市開発行為指導要綱に基づき開発協定を締結し、その内容や地元協議等の主旨を最大限尊重のうえ、事業を進めること。
 - (3) 国道 365 号沿道景観形成地域内のため、建築行為に着手する 30 日前までに景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を行うこと。
 - (4) 屋外広告物の許可申請を行うこと。
 - (5) 地域との調和を図り、地元経済の発展に寄与いただきたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照 490-1
 - (2) 縦覧期間 平成 27 年 7 月 22 日から平成 27 年 8 月 24 日まで